

# 浮辺小学校いじめ防止基本方針全体計画

## 学校教育目標

自ら学び、心豊かでたくましく、主体的に生きる子どもの育成

### ○ PTA・浮辺地区との連携

- ・学級 PTA, PTA 役員会, PTA 総会
- ・浮辺地区公民館役員会
- ・浮辺地区青少年育成地区民会議

### 【いじめ防止対策委員会】

#### (目的)

- ・いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

#### (組織構成)

- ・校長・教頭・生徒指導係・保健指導係・養護教諭・SSW
- ・その他、必要に応じた関係者及び外部関係者(学校評議員等)

### ○ 関係機関との連携

- ・県・市教育委員会
- ・南九州市福祉課
- ・SSW・SC
- ・教育相談員
- ・学校評議員会
- ・知覧交番 等

### 【いじめの未然防止】

(教) 教職員の取組, (児) 児童の取組, (保) 保護

### ○ 教育活動の重点

- ・指導体制の確立
- ・全教育活動を通して
- ・人間的な心のふれあいの重視
- ・家庭・地域との連携

### ○ 児童の主体的な活動

- ・ボランティア活動の推進
- ・児童会活動(縦割り班活動)の充実
- ・休み時間の全校遊びの充実

(教) いじめの態様や特質、原因等について校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。児童一人ひとりの学校や学級での居場所を確保する。

(児) 学級活動・児童会活動、道徳科の授業でいじめについて話し合い、自分たちの問題として考える。(自分がいじめを受けた場合、友達がいじめられているのを見た場合)

(保) 学校や近所での出来事、子どもの話をじっくりと聞く時間を設け、子どもが示す小さな変化や危険信号を少しでも感じたときは、すぐに学校(担任)と連絡をとる。

### 【いじめの早期発見】

(教) 定期的なアンケート調査(学校楽しいと)や定期的な教育相談の実施、毎日の児童観察や生活ノート(日記)指導等により、児童理解に努め、いじめの把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(児) いじめを受けている場合は、直ちに担任や他の学校職員、保護者に相談する。

また、いじめを見かけた児童はそのことを担任や他の教職員、保護者に知らせる。

(保) 家庭で子どもの言動や体調不良・体への傷等に気づき、「いじめ」が想定される場合には、直ちに学校(担任)に連絡をとり、対応策について相談をする。

### 【いじめに対する措置】

(教) いじめられた児童に対して、聞き取り等で事実確認を行うとともに、直ちに家庭訪問をし保護者や児童に「いじめられている児童は徹底して守り通す」という学校側の姿勢を明確に示し、子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。

(児) いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

(保) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える。

- 生徒指導体制
- ・全職員の共通理解
- ・共通実践
- ・学校評価の実施(学期1回)
- ・生徒指導連絡会(月1回)の実施による児童理解
- ・職員朝会後の連絡会
- ・SSW・SCとの連携

- 相談体制
- ・家庭訪問(4月)
- ・教育相談週間(7月)
- ・児童との教育相談の実施(月1回)

- 職員研修の充実
- ・校内研修の実施
- ・啓発資料の活用
- ・学校ネットパトロール事業検索結果の活用

- ・外部講師の招聘
- ・外部研修会等への積極的な参加